

山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。以下同じ。）を設置する学校法人における幼稚園教員等の処遇改善の取組を促進することにより、幼稚園教員等の人材を確保するため、私立幼稚園を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）が実施する継続的な幼稚園教員等の処遇改善に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園教員等 幼稚園に勤務する教職員（非常勤を含み、法人役員を兼務する園長、延長保育・預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している教職員を除く。）
- (2) 賃金改善 「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領」（令和4年2月4日付け文部科学省高等教育局長裁定通知）による事業（以下「交付金事業」という。）及び本事業の実施により、幼稚園教員等について雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前（交付金事業による賃金改善を実施した施設においては交付金事業実施前）の月（以下「基準月」という。）に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。
- (3) 定期昇給 あらかじめ就業規則、給与規程等で定められた制度や給料表に従って行われる昇級のことで、一定の時期に給与月額を増額することをいう。この場合において年齢や勤続年数による昇級の他に、能力、業績評価に基づく昇級、時期を定めて査定を実施している昇級も含む。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、定期昇給を除く幼稚園教員等の賃金改善を行う事業とする。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次に掲げる要件を満たした学校法人とする。

- (1) 令和4年2月以降、幼稚園教員等に対する賃金改善を実施していること。
- (2) 本事業に係る事業計画書を有し、計画の具体的な内容を幼稚園教員等に周知していること。

- (3) 本事業による補助金額を、幼稚園教員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
 - (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。
 - (5) 交付金事業による処遇改善の水準を低下させていないこと。
 - (6) 賃金改善が一時的なものでなく後年度にわたり効果が及ぶものであること、又は後年度においても同等の措置を行う意思決定等がなされていること。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、学校法人又は学校法人が設置する私立幼稚園が次の各号に掲げるものに該当すると認められるときは、あらかじめ当該補助金の交付対象者から除外し、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているとき。
 - (2) 教育条件又は管理運営が適正を欠いているとき。
- 3 知事は、前項の規定により、補助金の交付対象者から除外され、又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を求めることができる。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とし、定期昇給を除く賃金改善額及び法定福利費等の事業主負担増額分とする。
- 2 法定福利費等の事業主負担増額分については、以下の算式により算定した金額とする。
- 「事業実施前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「事業実施前年度における賃金の総額」×「事業実施年度の賃金改善額」

(補助金額及び上限額)

- 第6条 補助金額は、幼稚園ごとに補助対象経費の3分の2とする。ただし、次の算式により算定する金額を補助対象上限額とし、算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 「教員数（幼稚園教諭免許状を有する者。非常勤を含む。）」× 9,000 円 × （1 + 事業実施前年度の法定福利費等の事業主負担分の総額÷事業実施前年度の賃金総額）× 事業実施月数 × 2／3
- 2 前項の教員数については、申請時点における教員数（非常勤を含む。）とする。

(交付申請手続)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、補助金交付申請書（様式1）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、

補助事業の実施計画が適当であると認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式２）により当該申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第９条 規則第６条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１） 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式３）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- （２） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式４）を提出し、知事の承認を受けること。
- （３） 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付方法）

第１０条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、補助金の交付決定を受けた学校法人に対し概算払により交付することができる。

- ２ 補助金の交付決定を受けた学校法人は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式５）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条 補助金の交付決定を受けた学校法人は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式６）を知事に提出しなければならない。

（額の確定及び精算）

第１２条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第９条に基づく変更の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた学校法人に通知（様式７）する。

- ２ 補助金の額の確定を受けた学校法人は、精算払を受けようとするときは、速やかに精算払請求書（様式８）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第１３条 補助金の交付決定を受けた学校法人は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- ２ 補助金の交付決定を受けた学校法人は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、補助事業が完了し、又は補助事業を中止し若しくは廃

止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月18日から施行し、令和5年1月1日から適用することとする。
- 2 「山梨県幼稚園教員処遇改善推進事業費補助金交付要綱」(平成30年3月30日)は、廃止する。ただし、「山梨県幼稚園教員処遇改善推進事業費補助金交付要綱」に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(様式1)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地

学校法人名

理事長名

印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 総括表(様式1別添1)
- (2) 賃金改善に係る計画書(様式1別添2)
- (3) 給与規程
- (4) 様式1別添1及び様式1別添2に記載した教員についての幼稚園教諭免許状の写し

【学校法人名】

(单位: 円、率)

[illegible]

* 法定福利費等の事業主負担分の率

＜施設 A＞

令和 年度（前年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額 円

令和 年度（前年度）における賃金の総額 円

<施設B>

令和 年度（前年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額 円

令和 年度（前年度）における賃金の総額 円

<施設C>

令和 年度（前年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額 円

令和 年度（前年度）における賃金の総額 円

※ 教員数(A)欄には、申請時点における教員（幼稚園教諭免許状を有する者。非常勤を含む。）数を記載すること。

※ 対象経費の支出予定額（H）欄には、別添1の賃金改善額（計画）合計額(E)欄（賃金改善実施月の計）を記載すること。

※ 補助金額(K)欄には、補助基本額(I)欄×2／3により算出した額について千円未満を切り捨てた額を記載すること。

様式 1 別添 2

山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金関係

「賃金改善に係る計画書」

幼稚園名	
------	--

(金額単位：円)

No.	教職員名	職種	常勤・ 非常勤の 別	法人役員 の 兼務 (該当者 は「○」)	基準月の 給与 (年 月) a	令和 年 月			賃金改善額 (計画)合計額 (E)	左のうち基 本給及び毎 月決まって 支払う手当 (各月の c 欄の合計) (F)	左の割合 (%) (F) / (E)
						賃金改善見込額 (計画)					
						職員支給分 b	うち基本給及 び決まって毎 月支払う手当 c	法定福利費 等の事業主 負担分の 増額分 d			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合 計											

改善に要する額b+d

--

※ 「基準月の給与」(a欄)には、本事業実施前(交付金事業による賃金改善を実施した施設においては交付金事業実施前)の月について記載すること。

※ 「賃金改善見込額」の「職員支給分」(b欄)には、定期昇給による増額分を除いた額を記載すること。

(様式2)

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

3 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反しているとき。
- イ 教育条件又は管理運営が適正を欠いているとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式3)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名 印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金
事業変更承認申請書

和令 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前交付決定額：

変更後の補助金額：

3 添付書類

交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式4)

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

学校法人所在地

学校法人名

理事長名

印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

(様式5)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名 印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額	今回概算払請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 振込口座

振替先金融機関名 支店名

預金種別（当座・普通） No

口 座 名 義

(様式6)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地

学校法人名

理事長名

印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 実績報告額 金 円

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 総括表(様式6別添1)
- (2) 賃金改善に係る実績報告書(様式6別添2)
- (3) 給与規程
- (4) 給与台帳の写し
- (5) 様式6別添1及び様式6別添2に記載した教員についての幼稚園教諭免許状の写し
(交付申請時から変動があった者のみ)

様式 6 別添 1

令和 年度 山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金 総括表 (実績)

【学校法人名】

(単位：円、率)

施設名	教員数	補助単価 (月額)円	実施 月数	小計	法定福利費等の 事業主負担分		補助基準額	対象経費の 実支出額 (賃金改善 実績額) (H)	補助基本額 ((G) と (H) のうち 少ない方の額) (I)	補助率 (J)	補助金額 (I) × (J) = (K)
					率* (E)	(D) × (E) = (F)					
	(A)	(B)	(C)	(D)			(D) + (F) = (G)				
		9,000								2/3	
		9,000								2/3	
		9,000								2/3	
計											

* 法定福利費等の事業主負担分の率

＜施設 A＞

令和 年度（前年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額 円 =

令和 年度（前年度）における賃金の総額 円 =

＜施設 B＞

令和 年度（前年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額 円 =

令和 年度（前年度）における賃金の総額 円 =

＜施設 C＞

令和 年度（前年度）における法定福利費等の事業主負担分の総額 円 =

令和 年度（前年度）における賃金の総額 円 =

※ 教員数 (A) 欄には、申請時点における教員（幼稚園教諭免許状を有する者。非常勤を含む。）数を記載すること。

※ 対象経費の実支出額（H）欄には、別添 1 の賃金改善額（実績）合計額 (E) 欄（賃金改善実施月の計）を記載すること。

※ 補助金額 (K) 欄には、補助基本額 (I) 欄 × 2 / 3 により算出した額について千円未満を切り捨てた額を記載すること。

様式 6 別添 2

山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金関係

「賃金改善に係る実績報告書」

幼稚園名	
------	--

(金額単位：円)

No.	教職員名	職種	常勤・非常勤の別	法人役員の兼務 (該当者は「○」)	基準月の給与 (年 月)	令和 年 月			賃金改善額 (実績)合計額	左のうち基本給及び毎月決まって支払う手当 (各月のc欄の合計)	左の割合 (%)
						賃金改善額 (実績)					
						職員支給分	うち基本給及び決まって毎月支払う手当	法定福利費等の事業主負担分の増額分	(E)	(F)	(F) / (E)
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合 計											

改善に要する額b+d

--

※ 「基準月の給与」(a欄)には、本事業実施前(交付金事業による賃金改善を実施した施設においては交付金事業実施前)の月について記載すること。

※ 「賃金改善額」の「職員支給分」(b欄)には、定期昇給による増額分を除いた額を記載すること。

(様式7)

第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事 印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり額を確定したので、通知します。

額の確定額 金 円

(様式8)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校法人所在地
学校法人名
理事長名 印

令和 年度山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県幼稚園教員等人材確保支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり請求をします。

1 精算払請求額 金 円

2 補助金確定額 金 円

3 振込口座

振替先金融機関名 支店名

預金種別（当座・普通） No

口座名義